九十三　地域公共交通の再構築に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
九十四　建築物火災安全改修事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
九十五　特定外来生物の防除等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第九十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。
(2)　防災対策に要する経費が多額であること。
(3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。
(4)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(5)　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
(6)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(7)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(8)　山村振興対策に要する経費が多額であること。
(9)　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
(10)　交通安全対策に要する経費が多額であること。
(11)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(12)　博物館があるため、特別の財政需要があること。
(13)　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(14)　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(15)　ダム対策に要する経費が多額であること。
(16)　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
(17)　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18)　消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19)　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
(20)　ため池があるため、特別の財政需要があること。
(21)　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。

［新設］

［新設］

［新設］

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　災害復旧に要する経費が多額であること。
(2)　防災対策に要する経費が多額であること。
(3)　人口減少及び少子化対策に要する経費が多額であること。
(4)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。
(5)　地域医療の確保等に要する経費が多額であること。
(6)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。
(7)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。
(8)　山村振興対策に要する経費が多額であること。
(9)　へき地等の地理的条件により増加する経費が多額であること。
(10)　交通安全対策に要する経費が多額であること。
(11)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。
(12)　博物館があるため、特別の財政需要があること。
(13)　公園等の観光地があるため、特別の財政需要があること。
(14)　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進に係る事業、国際交流事業、国際協力事業、在留外国人の急増対策その他の国際化対策に要する経費が多額であること。
(15)　ダム対策に要する経費が多額であること。
(16)　地域公共交通の維持等に要する経費が多額であること。
(17)　地域鉄道の高度化のための改良事業に対する助成に要する経費が多額であること。
(18)　消防操法大会への参加に要する経費が多額であること。
(19)　農林水産業の振興に要する経費が多額であること。
(20)　ため池があるため、特別の財政需要があること。
(21)　北方領土問題対策に要する経費が多額であること。